



目 次	ページ
告 示	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定 (障害保健福祉課)	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の取消し ( " )	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定 ( " )	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定 ( " )	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の取消し ( " )	1
○種畜証明書の交付の通報 (畜産振興課)	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	3
○保安林の解除の予定 ( " )	3
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (4件) ( " )	3
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	4
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	5
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	5
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	5
○土地改良区の清算人の退職 ( " )	5
○都市計画の決定の図書の縦覧 (都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了 ( " )	6
高知県選挙管理委員会告示	
○高知海区漁業調整委員会委員選挙の期日 (7・24揭示)	6
○高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 ( " )	6
○高知海区漁業調整委員会委員選挙における投票用紙の色 の 定め ( " )	6
○高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会の日時及び場所の定め ( " )	6

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示  
 ○高知海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長告示の方法 (7・24揭示) 6  
 ○高知海区漁業調整委員会委員選挙における立候補の届出の受付要領の定め ( " ) 6  
 ○高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときのくじを行う日時及び場所の定め ( " ) 6  
 ○高知海区漁業調整委員会委員選挙の候補者の届出 ( " ) 7

入札公告  
 ○一般競争入札 (大気環境測定車の借入れ) の公告 (環境対策課) 8

告 示

高知県告示第480号  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づき、特定病院として次のとおり認定した。  
 平成24年7月27日

医療機関の名称	所 在 地	認 定 年 月 日
高知県・高知市	高知市池2125番地1	平24・4・1
病院企業団立高知医療センター		
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1-32	" " "

高知県告示第481号  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づく特定病院としての認定を次のとおり取り消した。  
 平成24年7月27日

医療機関の名称	所 在 地	取 消 し 年 月 日
高知県立芸陽病	安芸市宝永町3-33	平24・3・31
院		

高知県告示第482号  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第33条の4第1項の規定に基づき、応急入院指定病院として次のとおり指定した。  
 平成24年7月27日

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡川病院	四万十市具同字上永田2278	平24・4・1

番地1  
 高知県告示第483号  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第33条の4第1項の規定に基づき、同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。  
 平成24年7月27日

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
高知県・高知市	高知市池2125番地1	平24・4・1
病院企業団立高知医療センター		
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1-32	" " "

高知県告示第484号  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第33条の4第6項の規定に基づき、応急入院指定病院としての指定を次のとおり取り消した。  
 平成24年7月27日

医療機関の名称	所 在 地	取 消 し 年 月 日
高知県立芸陽病	安芸市宝永町3-33	平24・3・31
院		

## 高知県告示第485号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11240309397	平24・5・14	百合伯 (全和褐215)	牛	褐毛和種	平19・9・20	1級	南国市 高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
21239010001	平24・5・15	テツノセンゴクオー (日軽繁2079)	馬	サラブレッド種	平4・5・10	2級	幡多郡黒潮町 山沖 利之
11231935215	平24・5・15	夢千代 (全和褐208)	牛	褐毛和種	平17・9・8	1級	土佐清水市 西村 亮
11249129194	平24・5・17	岡錦 (全和褐219)	牛	褐毛和種	平21・6・13	2級	長岡郡本山町 川村 明博
11140048877	平24・5・17	盛司 (全和褐原96)	牛	褐毛和種	平13・3・7	1級	吾川郡いの町 岡林 正純
11140218034	平24・5・17	南川山 (全和褐原99)	牛	褐毛和種	平13・11・5	特級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11144688048	平24・5・17	嶺力 (全和褐198)	牛	褐毛和種	平15・1・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11184512174	平24・5・17	千代隆 (全和褐201)	牛	褐毛和種	平15・10・24	特級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11184510187	平24・5・17	桜栄 (全和褐原104)	牛	褐毛和種	平16・1・7	特級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11214360898	平24・5・17	北若 (全和褐原107)	牛	褐毛和種	平17・1・11	特級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

11185188187	平24・5・17	山嶺 (全和褐原106)	牛	褐毛和種	平17・4・15	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11240309311	平24・5・17	百合邦 (全和褐212)	牛	褐毛和種	平18・8・26	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11240075377	平24・5・17	桜嶺 (全和褐原109)	牛	褐毛和種	平19・3・15	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11240301353	平24・5・17	嶺北五月 (全和褐原110)	牛	褐毛和種	平19・5・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11246931370	平24・5・17	桜下関 (全和褐原111)	牛	褐毛和種	平19・7・3	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11243970112	平24・5・17	繁舛 (全和褐213)	牛	褐毛和種	平19・8・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11247021261	平24・5・17	武蔵 (全和褐214)	牛	褐毛和種	平19・9・26	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11246907368	平24・5・17	嶺重光 (全和褐218)	牛	褐毛和種	平20・6・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11253305973	平24・5・17	建依別 (全和褐220)	牛	褐毛和種	平21・1・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11252669939	平24・5・17	岩重久 (全和褐222)	牛	褐毛和種	平21・4・6	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11183864199	平24・5・17	龍雲 (全和褐224)	牛	褐毛和種	平21・12・3	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11186527091	平24・5・17	南雪 (全和褐225)	牛	褐毛和種	平21・12・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11247027324	平24・5・17	藤山1 (全和10子高褐10)	牛	褐毛和種	平22・6・1	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11267672214	平24・5・17	桜山 (全和10子高褐2001)	牛	褐毛和種	平22・6・11	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11300368227	平24・5・17	清王 (全和10子高褐)	牛	褐毛和種	平22・12・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

		209)					
11260983447	平24・ 5・17	秀義 (全和10子高褐 270)	牛	褐毛 和種	平23・ 2・8	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11140048938	平24・ 5・17	正義山 (全和褐原89)	牛	褐毛 和種	平10・ 7・20	特級	室戸市 山下 皓平
11210764041	平24・ 5・17	雅伸 (全和褐203)	牛	褐毛 和種	平17・ 5・17	2級	安芸郡田野町 池地 伸之
11180756138	平24・ 5・17	東美波 (全和褐原108)	牛	褐毛 和種	平18・ 10・5	1級	安芸郡田野町 池地 伸之

**高知県告示第486号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
香美市香北町永瀬字ミコノイン1231の8
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第487号**

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
土佐清水市松尾字白鷺919の137
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第488号**

平成24年4月農林水産省告示第1042号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
和歌山県和歌山市市小路202番地 2  
イ 氏名  
西田 要幸
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡仁淀村森2491番地  
イ 氏名  
田村 幸子
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成12年10月農林水産省告示第1325号

<p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第489号</b> 平成24年4月農林水産省告示第1043号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年7月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不分明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水下分9番地2 イ 氏名 曾我 修</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川2450番地103 イ 氏名 川村 靖</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年6月農林水産省告示第896号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第490号</b> 平成24年4月農林水産省告示第1044号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年7月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不分明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲2382番地2 イ 氏名 五十嵐 清</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲2159番地 イ 氏名 浜中 邦彦</p>	<p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙86番地 イ 氏名 太田 耕作</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区玉川奥沢町一丁目485番地 イ 氏名 松本 光世</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡富山村古尾77番屋敷1番戸 イ 氏名 佐竹 覚次</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡富山村古尾1180番地 イ 氏名 佐竹 鶴松</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 中村市古尾1136番地 イ 氏名 安光 茂秋</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 中村市古尾1180番地 イ 氏名 佐竹 幸男</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡富山村古尾77番屋敷上1番戸 イ 氏名 佐竹 司</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市和気町二丁目854番地54 イ 氏名 福谷 祥</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町三丁目19番7号 イ 氏名 藤本 明生</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島898番地 イ 氏名 川原 義春</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 清水 勇松</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>宿毛市沖の島町母島914番地 イ 氏名 吉見 市三郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島102番屋敷 イ 氏名 清水 勇松</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町小才角598番地 イ 氏名 二神 多満喜</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年4月農林水産省告示第606号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第491号</b> 平成24年4月農林水産省告示第1045号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年7月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不分明の森林所有者</p> <p>ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町 イ 氏名 田中 近</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成11年12月農林水産省告示第1617号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第492号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成24年7月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。</p>
--	---	--

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野 字政木越丙2563番1 から 高岡郡津野町芳生野 字井デグチ丙1983番 1まで	前	3.9 } 23.1	1,062
高岡郡津野町芳生野 字モチダ丙2536番5 から 高岡郡津野町芳生野 字エボシ丙2113番1 まで	A	4.5 } 14.7	140
高岡郡津野町芳生野 字郷山丙2169番5地 先から 高岡郡津野町芳生野 字角石丙2032番まで	後 B	3.9 } 33.9	219
高岡郡津野町芳生野 字政木越丙2563番1 から 高岡郡津野町芳生野 字井デグチ丙1983番 1まで	C	9.8 } 117.0	1,011

**高知県告示第493号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成24年7月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道

- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町大西 字道ヤイ1619番6から 吾川郡仁淀川町大西 字道ヤイ1620番3まで	前	8.0 } 12.0	21
	後	19.0 } 25.0	21

**高知県告示第494号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成24年7月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町土居 字大向イ800番1から	前	4.4 } 11.6	96
吾川郡仁淀川町土居 字穴向57番1まで	後	8.0 } 12.3	96
吾川郡仁淀川町土居 字大向イ70番1から 吾川郡仁淀川町土居 字大向イ801番3まで	前	4.6 } 8.2	29
	後	5.5 } 8.5	29

**高知県告示第495号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市大埴 字城陸	甲1143番10	5.00	29.66	

**高知県告示第496号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
 平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 (変更前) 高知市本町二丁目3-31 L Sビル3階  
 一般社団法人高知県警備業協会  
 会長 佐野 博三  
 (変更後) 高知市本町二丁目3-31 L Sビル3階  
 一般社団法人高知県警備業協会  
 会長 川村 紀雄

- 2 変更年月日  
 平成24年5月30日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、河内生見土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	辻 和夫	安芸郡東洋町河内 98
〃	手島 千郷	〃 〃 〃 323-1
〃	生松 雅子	〃 〃 生見109-3

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、河内生見土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所	住居番号
松村 博文	安芸郡東洋町河内	209-2
西内 哲夫	〃 〃 〃	995
奥内真佐子	〃 〃 〃	772
田中 隆一	〃 〃 〃	203-1
伊達 紀子	〃 〃 〃	284
松本 了	〃 〃 生見	78
森本 幸大	〃 〃 〃	142
松本 昇一	〃 〃 野根丙	447-3
堀川 靖夫	〃 〃 〃	1226-8

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により高知市から都市計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類  
高知広域都市計画特別用途地区
- 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年7月4日 24高都計第170号	南国市大桶字榎田甲 1068番1、甲1069番 3及び甲1075番2	高知市梅ノ辻1番 1号 有限会社みつわ住宅 代表取締役役 松本 祐一

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第45号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、高知海区漁業調整委員会委員選挙を平成24年8月2日に行う。

平成24年7月24日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第46号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成24年8月2日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成24年7月24日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 選挙長  
須崎市浦ノ内塩間56番地 福本 茂明
- 選挙長職務代理者  
高知市桜井町二丁目9番34号 野々村 重利

高知県選挙管理委員会告示第47号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成24年8月2日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成24年7月24日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

投票用紙の色  
黄緑色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第48号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、平成24年8月2日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年7月24日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 日時  
平成24年8月4日 午後1時30分
- 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階  
会議室

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第1号

平成24年8月2日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の揭示場に揭示して行うものとする。

平成24年7月24日（揭示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第2号

平成24年8月2日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成24年7月24日（揭示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

- 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所  
の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、  
くじにより受付順位を決定する。
- 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決  
めるくじを行う。
- 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行  
う。
- 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3  
階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成24年7月24日  
は、同市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階会議室に置く。

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第3号

平成24年8月2日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときにおいて、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において読み替えて準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年7月24日（揭示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

- 日時  
平成24年7月30日 午後5時30分
- 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階  
高知県選挙管理委員会室

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項及び第2項の規定により、平成24年8月2日に行う高知海区漁業調整委員会委員選挙の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成24年7月24日（揭示済）

高知海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 福本 茂明

受付 番号	届出 の別	候補者氏名	性別	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	ののしたよしや (埜下善也)	男	高知県宿毛市片島4番63-1号	昭和32. 1. 9	無所属	漁業
2	本人	きのしたきよし (木下清)	男	高知県安芸郡奈半利町乙1093番地1	昭和30. 1. 12	無所属	漁業
3	本人	きよおかくに男 (清岡国男)	男	高知県高岡郡中土佐町上ノ加江4212番地6 笹場団地B103号	昭和27. 12. 15	日本共産党	漁業
4	本人	しばたこうじ (柴田皓司)	男	高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2537番地の1	昭和21. 11. 12	無所属	漁業
5	本人	まえだひろし (前田浩志)	男	高知県高知市長浜4392番地1	昭和50. 9. 7	無所属	漁業
6	本人	はたけなかながし (畠中悠)	男	高知県土佐清水市窪津459番地	昭和15. 7. 7	無所属	漁業
7	本人	かたがわさとし (片岡覚志)	男	高知県土佐市宇佐町宇佐3157番地2	昭和40. 4. 17	無所属	漁業
8	本人	とがまさよし (問可柁善)	男	高知県土佐清水市中央町1番4号	昭和19. 10. 6	無所属	漁業
9	本人	しまむらきみお (志磨村公夫)	男	高知県香南市赤岡町360番地2	昭和35. 2. 21	無所属	漁業
10	本人	わだたしみつ (和田義光)	男	高知県須崎市下分甲2316番地3	昭和25. 8. 26	無所属	漁業

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

大気環境測定車 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成25年2月1日から平成30年1月31日まで

(4) 納入期限

平成25年1月31日

(5) 納入場所

高知市棧橋通六丁目7-43

高知県環境研究センター

(6) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサ

ービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県林業振興・環境部環境対策課

電話番号088-821-4524

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成24年7月27日（金）から同年9月4日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成24年7月27日午前9時から同年9月4日午後5時までの間に高知県林業振興・環境部環境対策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年10月3日（水）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年10月2日（火）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階 北会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年9月4日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなけ

ればならない。

なお、開札の日までの間において、知事から当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年9月4日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Details of items to be leased: Air quality monitoring car 1 set

(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Wednesday 3 October 2012

(3) Deadline for tender (by registered mail) : 4:00 P.M. on Tuesday 2 October 2012

(4) Contact: Environmental Protection Division, Department of Forestry and the Environment, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan

Tel: 088-821-4524